

令和 6 年度第 2 1 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 7 年 1 月 2 8 日

担当部・課：市民生活部廃棄物対策課〔内線 3 3 7 5〕

① 件 名
不法投棄等監視カメラの貸与について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 以前から、ごみ集積所における違反ごみや不法投棄等が問題となっており、それら行為は利用者や通行人が少ない夜間や早朝の時間帯が多いことから、ごみ集積所を管理する町内会等より監視カメラの貸与要望が寄せられている。 【目的】 自治会等によるごみ集積所の適正管理を支援し、ごみ集積所における違反ごみや不法投棄等の防止及び解消を図るため、自治会等に対し市が所有する監視カメラの貸与を行うもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 石巻市一般廃棄物処理基本計画 第 1 編 ごみ処理基本計画 第 3 章 ごみの現況 第 2 節 収集区分 1 収集区分
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和 5 年 7 月 動く市長室において、地元からごみ集積所の不法投棄対策の要望 令和 7 年 1 月 令和 7 年度当初予算裁定
⑤ 主な内容
監視カメラの貸出方法や収集した画像等に関するルールを定め、自治会等に対し貸与する。 1 貸出方法について (1) 台 数：2 2 台（うち、新規購入予定 2 0 台） (2) 貸与対象者：市内の自治会等（自治会、町内会、行政組織、地縁団体） (3) 貸与の期間：3 か月以内。ただし、継続監視の必要がある場合は 1 回に限り、3 か月以内の期間において貸与期間を延長することができる。 2 収集した画像の取扱いについて 個人情報保護に関する法律の規定により取り扱うこととするほか、不法投棄等に関する情報がない場合は 1 4 日以内に消去することや画像の閲覧者は自治会等の構成員のうち市であらかじめ指定した者とするなど、独自の規程も整備する。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
【影響・効果】 ごみ集積所における不法投棄等の防止により、ごみ集積所を管理する自治会等と現場確認等の対応を行う職員の負担が軽減するほか、不法投棄処理費用の削減が図られる。 【市財政への負担】（令和7年度当初予算額） 監視カメラ（新規購入分）500千円 （財源）一般財源
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
県内では2市町が要綱を制定 1 登米市：不法投棄監視カメラの設置等に関する要綱（平成27年4月1日施行） 2 セケ浜町：不法投棄監視カメラ等貸出しに関する要綱（令和元年7月1日施行）
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和7年2月 市議会第1回定例会に係る予算案について提案 3月 石巻市不法投棄等監視カメラの貸与に関する要綱制定 （施行予定年月日：令和7年4月1日） 4月 事業開始（周知、申請受付）
⑨ その他
（市の不法投棄処理費用の年度別実績は下記のとおり。） 令和2年度 315,553円（244個） 令和3年度 382,765円（229個） 令和4年度 281,555円（177個） 令和5年度 199,933円（176個）